

○新見市ふるさと市民登録要綱

令和3年1月18日

告示第23号

(目的)

第1条 この告示は、新見市に縁のある人や愛着のある人に、さまざまな分野で新見市の応援、貢献、協力、参加及び発信等をしていただくため、新見市ふるさと市民（以下「ふるさと市民」という。）の登録に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(登録資格)

第2条 ふるさと市民として登録できる者は、新見市以外に在住する者とし、年齢、性別及び国籍は問わないものとする。

(登録)

第3条 ふるさと市民として登録を希望する者は、新見市ふるさと市民登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を審査のうえ、登録を承認した者に新見市ふるさと市民証（以下「市民証」という。）を交付する。

3 市民証の有効期限は、無期限とする。ただし、登録の抹消を希望する者は、新見市ふるさと市民転出届出書（様式第2号）に市民証を添えて、市長に提出するものとする。

(費用)

第4条 ふるさと市民の登録における費用は、無料とする。

(ふるさと市民の役割)

第5条 ふるさと市民は、本市を心のふるさととして愛し、つながりを大切にしながら、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 本市の情報発信
- (2) 本市への訪問
- (3) 本市の魅力向上に対する支援
- (4) 本市の発展に寄与するための意見や提言

(市の役割)

第6条 市は、ふるさと市民のために次の役割を担うものとする。

- (1) 市及び関係団体などが発信する情報の提供
- (2) 市内の施設利用における割引等の特典・サービスの提供
- (3) ふるさと市民からの意見に対する適切な対応

(個人情報の保護)

第7条 市長は、新見市個人情報保護条例（平成17年新見市条例第24号）の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱い、登録申請に含まれる個人情報を前条以外の目的で使用してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと市民の登録に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 2 月 1 3 日から施行する。